施工管理技術検定の受検資格の変更について

令和６年度より施工管理技術検定の受検資格が変わっております。

〔概要〕

・１級の第一次検定は、１９歳以上（受検年度末時点）であれば受検可能

・２級の第一次検定は、１７歳以上（受検年度末時点）であれば受検可能（従前から変更なし）

・１級及び２級の第二次検定は、第一次検定合格後の一定期間の実務経験などで受検可能

なお、令和６年度から令和１０年度までの間は、経過措置として、旧受検資格と新受検資格のどちらの受検資格でも第二次検定の受検が可能です。

内容については、国土交通省若しくは（一財）全国建設研修センターのホームページでご確認ください。

○国土交通省

「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等について

[建設産業・不動産業：「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」等について - 国土交通省 (mlit.go.jp)](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00027.html)

令和６年度より施工管理技術検定の受検資格が変わります（チラシ）

[001707687.pdf (mlit.go.jp)](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001707687.pdf)

○一般社団法人全国建設研修センター

　２級土木施工管理技術検定

[２級土木施工管理技術検定 | 一般財団法人 全国建設研修センター (jctc.jp)](https://www.jctc.jp/exam/doboku-2/)

　新受験資格について

[kentei20231109\_1\_2.pdf (jctc.jp)](https://www.jctc.jp/kentei/info/kentei20231109_1_2.pdf)